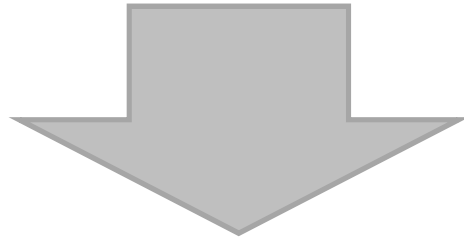


法第23条第2項の「合議制の機関」について

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第23条第1項において、厚生労働大臣の以下の権限及び事務は、国立がん研究センターに委任されている。

- ・ 全国がん登録情報の匿名化（法第15条、第21条）
- ・ 全国がん登録情報の特定匿名化情報の提供
（法第17条、第21条）

また、法第23条第2項では、上記の国立がん研究センターに委任された権限及び事務を行う場合において、国立がん研究センターは、「審議会等」ではなく「合議制の機関」に意見を聴くことと規定されている。



この「合議制の機関」を、円滑かつ確実な事務
執行の観点から、

国立がん研究センター

に置いてはどうか。